

感染症対策のため、発行日を変更しました。対策の詳細は1/17臨時号をご覧ください。

次号以降も、発行日などを変更する場合があります。



住民登録者数…… 281,317人  
(うち外国人数 …… 9,195人)  
男…………… 132,949人  
女…………… 148,368人  
世帯数…………… 158,367世帯

3.1.1現在の住民登録による

# めぐら日区報

## 税金の申告を忘れずに!



申告には、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。感染拡大防止のため、作成済みの申告書は積極的に郵送で提出をお願いします。確定申告はe-Tax（国税電子申告・納税システム）もご利用できます。詳細はホームページ（コード①）をご覧いただくか、お問い合わせください。

### 申告における感染症対策

- 窓口では、アルコール消毒液の設置、記載台・ボールペンの定期的な消毒などを行っています
  - 提出場所へ行くときは咳エチケット・手指消毒にご協力をお願いします
- ★感染症対策のため、事業などを中止する場合があります。詳細はホームページをご覧いただくか、お問い合わせください

### 住民税の申告 区役所

#### 申告期間

**2/16(火)～3/15(月)**

住民税（特別区民税・都民税）は、前年1～12月の所得と各種控除（配偶者控除、扶養控除、社会保険料控除など）を基に算出します。

総合庁舎本館2階税務課（〒153-8573〈住所不要〉）  
へ郵送または持参

問税務課課税第一～三係（☎5722-9820、Fax5722-9324）

#### 申告が必要な方

3年1/1現在、次の①～③のいずれかに該当するかた

- ①区内に住所があり、前年中に所得があった
  - ②区内に事務所・事業所・家屋敷があり、区外に住所があった
  - ③区内に住所があり、前年中に所得がなかった、または所得が45万円以下で、次のいずれかに該当（予定者を含む）する
    - ・国民年金・国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度に加入
    - ・児童手当・助成や電話料金の助成などを受給
    - ・課税（非課税）証明を必要とする
- ※申告が必要と見込まれるかたに、1/29頃に申告書を郵送します。申告書が必要で届かない場合は、税務課へお問い合わせください

#### 申告の必要がない方

- ・所得税の確定申告をするかた
- ・前年中の所得が給与所得のみで、勤務先から給与支払報告書が区役所に提出されるかた

#### 社会保険料控除

前年中に納めた次の保険料は、社会保険料控除の対象です。納付額などは、お問い合わせください。

- ・国民健康保険料 **問国保年金課収納係**  
(☎5722-9610、Fax5722-9339)
- ・後期高齢者医療保険料 **問国保年金課後期高齢者医療係**  
(☎5722-9838、Fax5722-9339)
- ・介護保険料 **問介護保険課介護保険資格・保険料係**  
(☎5722-9845、Fax5722-9716)
- ・国民年金保険料 **問目黒年金事務所**  
(☎3770-6421、Fax3770-6849)

※要介護者の障害者控除対象者認定書の発行は、介護保険課認定審査係（☎5722-9842、Fax5722-9716）へ

#### 年金を受給しているかたへ

次のすべてに該当する場合、確定申告は不要です（控除内容に変更・追加のあるかたなどは住民税の申告が必要な場合あり）。

- ・公的年金などの収入合計額が400万円以下
  - ・公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下
- ※上記に該当するかたで、所得税の還付を受けたい場合は確定申告をする必要があります

#### 住民税で寄附金控除を受けたいかたへ

確定申告で、確定申告書第二表の「住民税に関する事項」または「住民税・事業税に関する事項」の寄附金欄に記入が必要です。

#### ご注意 ください

- 地区サービス事務所は、住民税申告書・確定申告書の受け付けなどを行いません
- 医療費控除を受けるには「医療費控除の明細書」の添付が必要です（※領収書は5年間の保存が必要です）
- 3年度税制改正・上場株式等に係る配当所得・譲渡所得等の課税方式の選択についての申告方法、納税通知書送達後の取り扱いについてなど詳細は、ホームページ（コード①）をご覧いただくか、お問い合わせください

### 所得税などの 確定申告 税務署

#### 申告期間

**所得税・復興特別所得税**

**2/16(火)～3/15(月)**

**贈与税 2/1(月)～3/15(月)**

**個人事業者の消費税 3/31(水)まで**

#### 提出方法

次の①または②の方法で申告してください

①目黒税務署（〒153-8633中目黒5-27-16）へ郵送または持参

②e-Tax（国税電子申告・納税システム）で提出

※税務署で即日発行するIDとパスワード（運転免許証などの本人確認書類持参）またはマイナンバーカード（電子証明書のパスワードが必要）で、スマートフォンなどから提出ができます

※e-Taxで提出した添付書類は、5年間の保存が必要です

問目黒税務署（☎3711-6251〈自動音声〉）



#### 申告書の作成・相談方法ほか

- スマートフォン・パソコンなどで作成

国税庁ホームページ（コード②）の確定申告書等作成コーナーで作成できます。

- 申告書作成会場で作成（開設期間中、目黒税務署で申告書の作成・相談は不可）

会場	ベルサール渋谷ファースト (渋谷区東1-2-20 住友不動産 渋谷ファーストタワー2階)
開設期間	2/12(金)～3/15(月)。土・日曜日、祝日を除く。ただし、2/21(日)・28(日)は開設
受付時間	8:30～16:00（相談は9:15から）

※入場には入場整理券（当日会場で配布するほか、コミュニケーションアプリLINE〈ライン〉で事前入手可。配布状況により、受け付けを早めに終了する場合あり）が必要です。詳細は、国税庁ホームページ（コード②）をご覧ください  
※車での来場は遠慮ください



- 税理士による無料申告相談（希望者は当日会場へ）

前年の申告書の控え、必要書類、電卓、マイナンバー（通知）カード、運転免許証などの本人確認書類、印鑑などをお持ちください。

日時	会場	対象
2/2(火)・3(水)	緑が丘文化会館 (緑が丘2-14-23)	小規模納税者の所得税・消費税、年金受給者・給与所得者の所得税などの申告（土地・建物や株式等の譲渡所得を除く）
2/4(木)・5(金)・8(月)	総合庁舎本館2階 大会議室	

※混雑状況により受け付けを早めに終了する場合があります

- 東京税理士会目黒支部主催の無料申告相談（電話予約が必要。申告書の作成・提出は不可）

日時	会場・予約先
2/17～3/15の毎週月・水・金曜日 9:30～11:30、13:00～15:30（1人につき30分。2/22は税理士記念日相談会のため相続税・贈与税なども相談可）	東京税理士会目黒支部 (中目黒5-28-17-4階、☎3715-1580、Fax3715-2424)

※土地・建物や株式等の譲渡所得は対象外です